

岩手県告示第 50 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 施行者の名称 盛岡市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業 3・5・65 号 盛岡駅青山線
- (3) 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- (4) 事業施行期間 平成 11 年 1 月 22 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 2 (1) 施行者の名称 奥州市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 水沢都市計画道路事業 3・4・11 号 久田前田中線
- (3) 事業地
 - ア 収用の部分 昭和 61 年岩手県告示第 1188 号、平成 6 年岩手県告示第 139 号、平成 12 年岩手県告示第 229 号及び平成 16 年岩手県告示第 71 号の事業地のうち奥州市水沢区字大町、奥州市水沢区字寺小路、奥州市水沢区字三本木及び奥州市水沢区佐倉河字川原田地内において事業地を変更する。
 - イ 使用の部分 昭和 61 年岩手県告示第 1188 号、平成 6 年岩手県告示第 139 号、平成 12 年岩手県告示第 229 号及び平成 16 年岩手県告示第 71 号の事業地のうち奥州市水沢区字寺小路地内において事業地を変更する。
- (4) 事業施行期間 平成 11 年 1 月 22 日から平成 26 年 3 月 31 日まで